

# 第 6 回

## 遠賀川河口域利用対策協議会

### 説 明 資 料

平成28年4月26日

国土交通省

遠賀川河川事務所

## 項目

1. 遠賀川河口域における不法係留船対策について
2. 平成27年9月の実態調査結果について
3. 第4期重点的撤去区域（その1）における不法係留船対策とその成果について
4. 第4期重点的撤去区域（その2）の設定と不法係留船対策について

# 1. 遠賀川河口域における

不法係留船対策について

## 1-1 遠賀川河口域における不法係留船対策の経緯（H28.4現在）

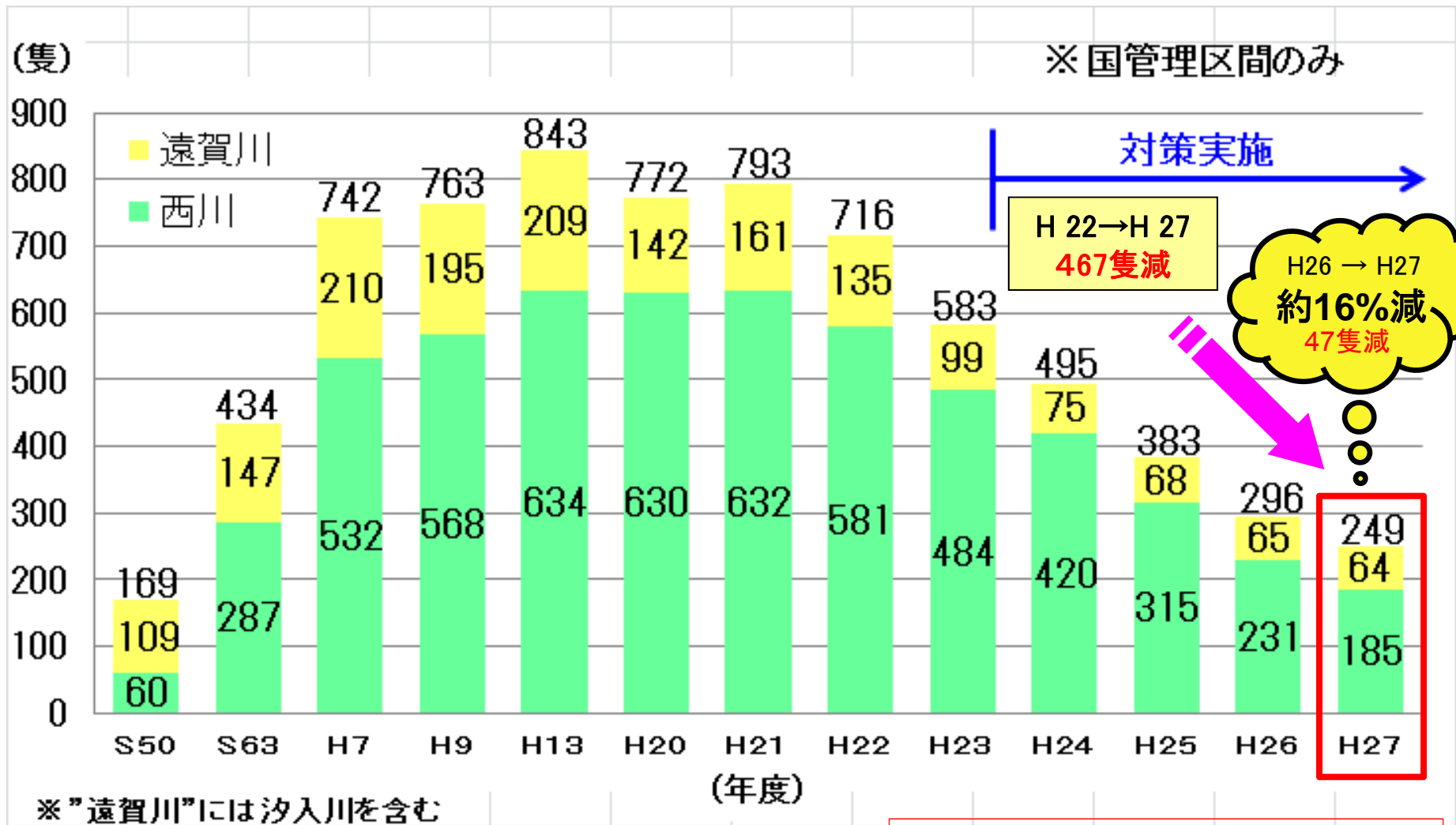
遠賀川河口域にはピーク時、約800隻余り（H13年時点）に及び不法係留船が無秩序に係留・放置されており、河川に係留された船舶は、台風や大雨高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、大きな災害をもたらす可能性が高いことから、河川管理上大きな問題となっている。また、環境上の問題として、周辺地域の住民に対する騒音やゴミの被害も深刻な問題となっている。

この為、H20年度より、本格的な不法係留船対策の取り組みを実施し、H21.5に地元関係者を集め「西川利用対策会議（H22.11から「遠賀川下流部利用者会議」に名称変更）」を立ち上げ、不法係留船問題について話し合いの場を持ち認識共有を高め、H10.2発出の河川局長通達に則った、学識経験者・関係機関等からなる「遠賀川河口域利用対策協議会」をH22.9に設置している。

協議会等の意見を踏まえ、H23.2月に『不法係留船対策に係る計画書』を国及び県で策定し、『重点的撤去区域』を第1期～第5期に分け、段階的に区域を設定し不法係留船対策を進めることとしている。第1期重点的撤去区域設定は、H23.2月に公示し同年6月から対策を開始した。以降、H24.3月に第2期を公示・4月から対策開始、H25.3月に第3期を公示・4月から対策開始、H26.9月に第4期（その1）を公示し、10月から対策を開始し、H28.2月までに第4期（その1）区間までの船が全て撤去された。

今後、第4期の残区間及び第5期の区間内に存する不法係留船の対策を段階的に進めていく。

# 1-2 国管理区間における係留船隻数の推移

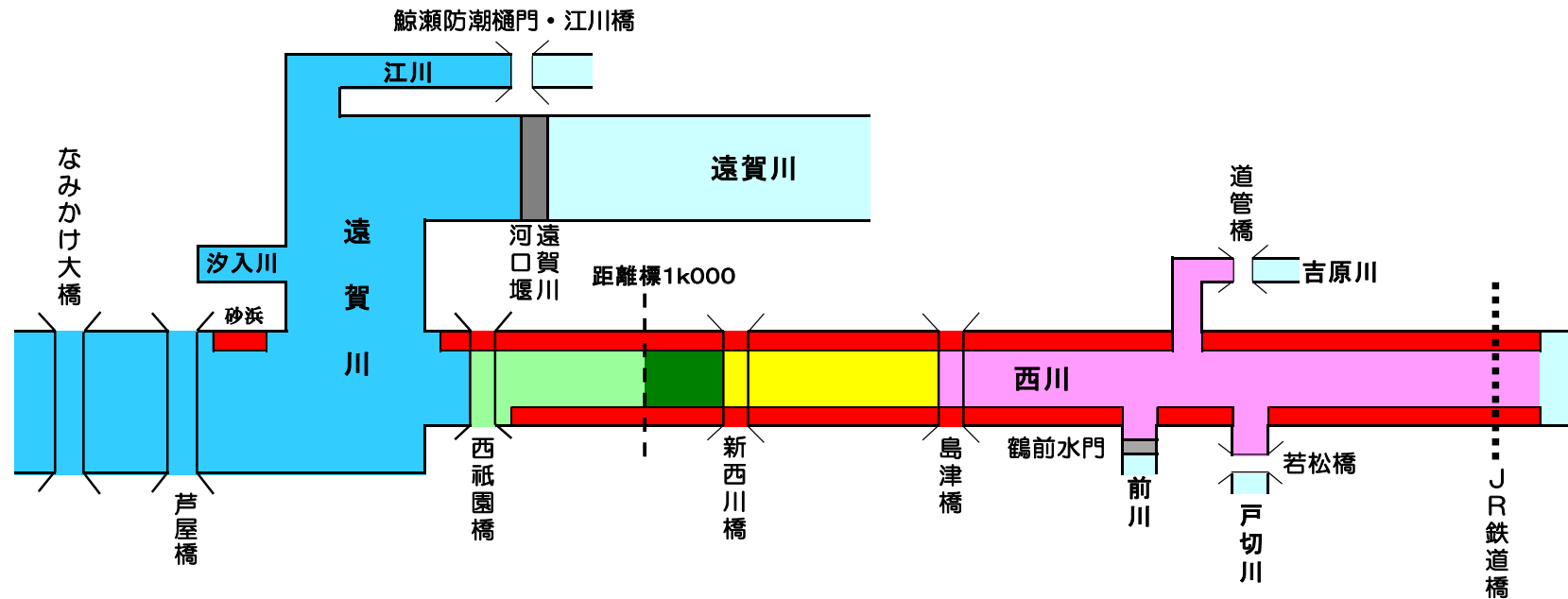


※グラフのH27は、9月時点  
H28.2.5現在、243隻 (遠賀川 64隻、西川 179隻)

# 1-3 遠賀川河口域における不法係留船対策の重点的撤去区域模式図

## ●重点的撤去区域(模式図)

H26. 9. 19設定



- |   |  |
|---|--|
| <p><b>第1期(H23年度)</b><br/>西川河川敷・遠賀川砂浜など陸上部分</p> <p><b>第2期(H24年度)</b><br/>西川(島津橋～JR鉄橋上流100m)・吉原川・戸切川の水面</p> <p><b>第3期(H25～26年度)</b><br/>西川(新西川橋～島津橋)の水面</p> | <p><b>第4期(その1)(H26～27年度)</b><br/>西川(距離標1k000～新西川橋)の水面</p> <p><b>第4期(その2以降)(H28年度以降)</b><br/>西川(西祇園橋～距離標1k000)の水面</p> <p><b>第5期(H28年度以降)</b><br/>遠賀川本川(汐入川含む)・江川の水面</p> |
|---|--|

※赤字は設定済みの重点的撤去区域

# 1-4 遠賀川河口域における不法係留船対策の年表

年度	月	会議・協議会等	計画策定・重点的撤去区域の設定等
H21	5月 8月 11月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 西川利用対策会議</li> <li>第2回 西川利用対策会議</li> <li>第3回 西川利用対策会議</li> <li>第4回 西川利用対策会議</li> </ul>	
H22	6月 9月 11月 1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回 西川利用対策会議</li> <li>第1回 遠賀川河口域利用対策協議会</li> <li>第1回 遠賀川下流部利用者会議</li> <li>第2回 遠賀川河口域利用対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表</li> <li>『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点）</li> </ul>
H23	6月 12月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回 遠賀川下流部利用者会議</li> <li>第3回 遠賀川河口域利用対策協議会</li> </ul>	<p><b>第1期重点的撤去区域の対策実施</b></p> <p>※H23年12月には1期の船は全て無くなった 自主撤去：50隻、塵芥処理：19隻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『第2期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：45隻（H23.9月時点）</li> </ul>
H24	4月 11月 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回 遠賀川下流部利用者会議</li> <li>第4回 遠賀川河口域利用対策協議会</li> </ul>	<p><b>第2期重点的撤去区域の対策実施</b></p> <p>※H25年2月に2期の船は全て無くなった 自主撤去41隻、簡易代執行2隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『第3期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：122隻（H24.9月時点）</li> </ul>
H25	4月		<p><b>第3期重点的撤去区域の対策実施</b></p>
H26	6月 8月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回 遠賀川下流部利用者会議</li> <li>第5回 遠賀川河口域利用対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『第4期（その1）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：95隻（H26.9月時点）</li> </ul>
H27	2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回 遠賀川下流部利用者会議</li> </ul>	<p><b>第4期（その1）重点的撤去区域の対策実施</b></p> <p>※H28年2月に4期（その1）の船は全て無くなった 自主撤去93隻、簡易代執行1隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻</p>
H28	4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6回 遠賀川河口域利用対策協議会（今回）</li> </ul>	<p><b>第4期（その2）重点的撤去区域の対策実施（予定）</b></p>

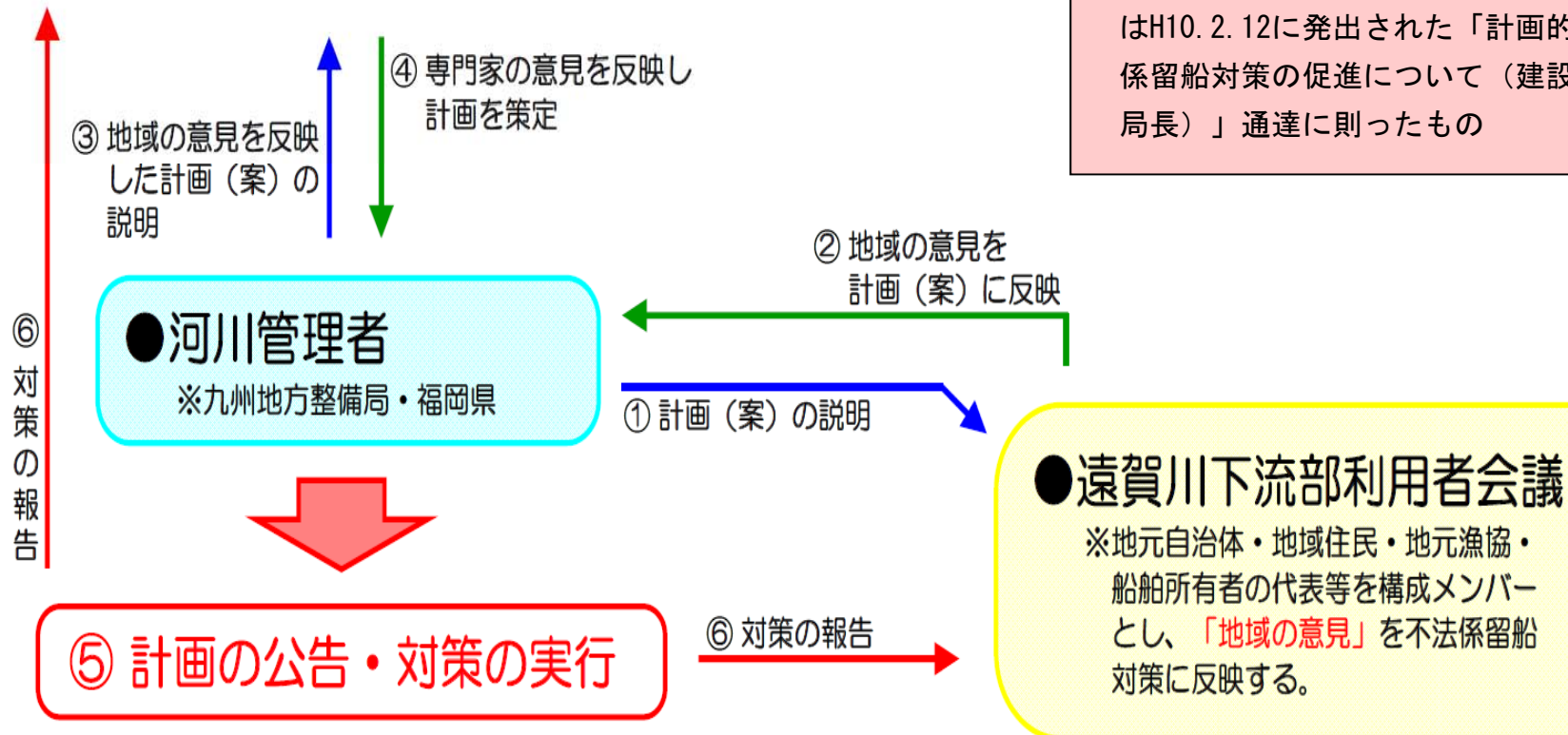
# 1-5 遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

## ●遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

### ●遠賀川河口域利用対策協議会

※学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等を構成メンバーとし、不法係留船対策に関する専門的な議論を行う。

※重点的撤去区域及び協議会、利用者会議はH10.2.12に発出された「計画的な不法係留船対策の促進について（建設省河川局長）」通達に則ったもの





## 1-6 『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る 計画書』の概要 (平成23年2月策定)

### 1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→ 治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定。

### 2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

→ 福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

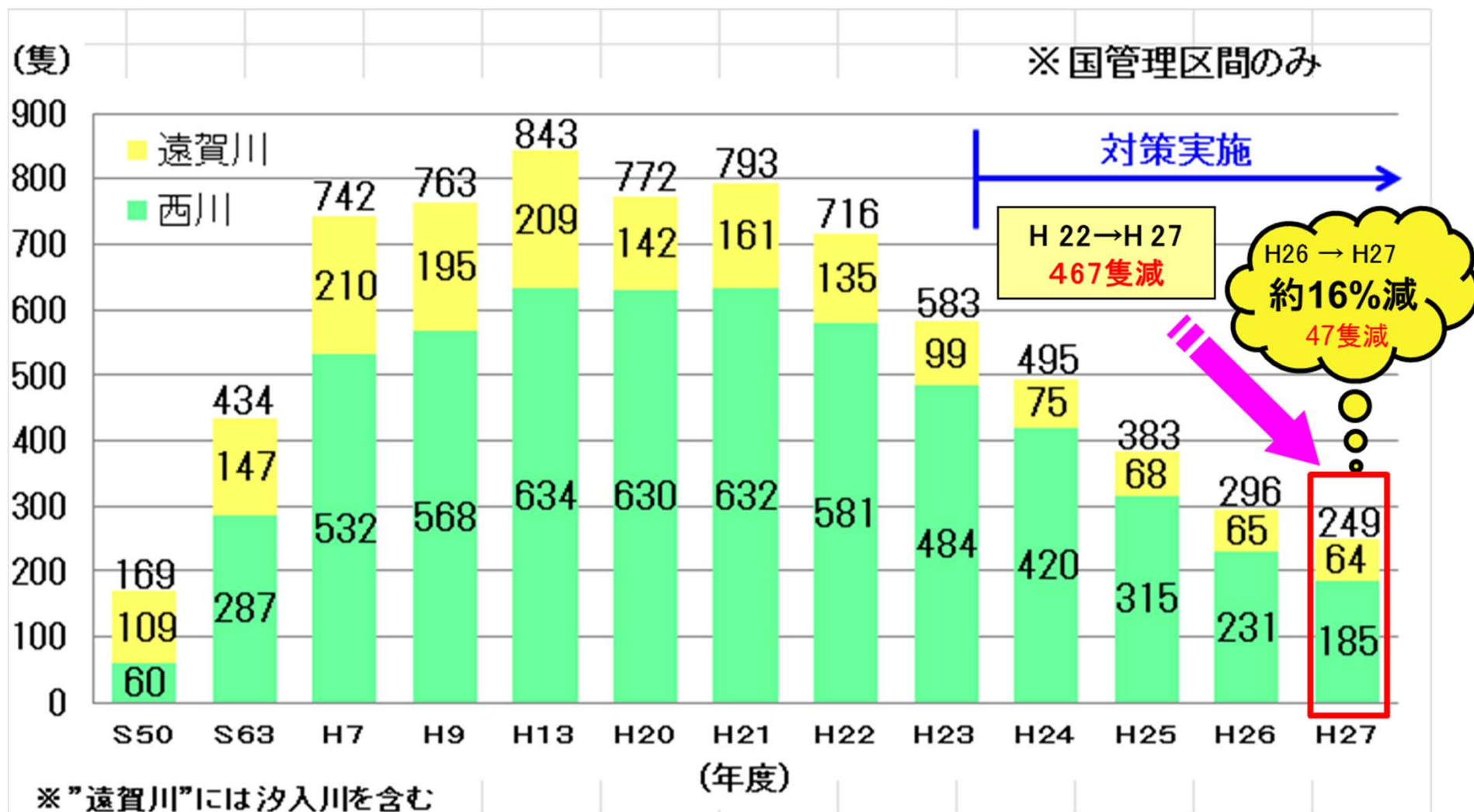
### 3. 規制措置の周知

→ 重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置(代執行など)を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

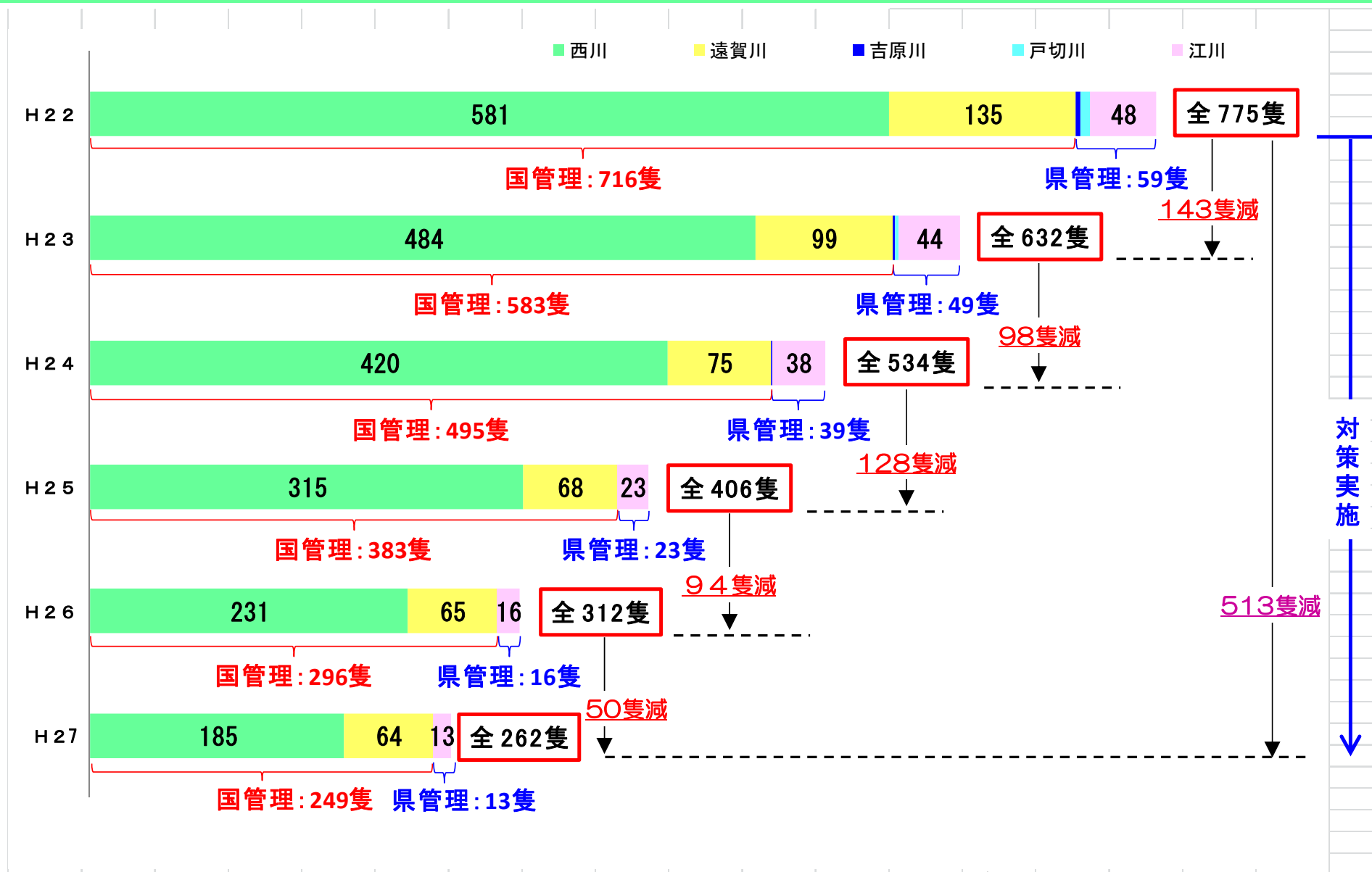


## 2. 平成27年9月の実態調査結果 について

## 2-1 国管理区間における係留船隻数の推移



## 2-2 遠賀川河口域における係留船舶数の推移（国管理区間＋県管理区間）



平成22年から平成27年までの間に全体で**513隻**の係留船が減少している。

## 2-3 H27年9月時点の係留状況（河川毎：国管理区間十県管理区間）

表1 不法係留船の調査結果（平成27年9月）

（単位：隻）

※参考

河川	区分	総数	正常				廃船	沈船	H26年度 総数	H26年度 との差
			検査済	検査切	不明	小計				
国 管 理	西川	185 (100.0%)	137 (74.1%)	22 (11.9%)	7 (3.8%)	166 (89.7%)	17 (9.2%)	2	231 ▲46 (-19.9%)	
	遠賀川	18 (100.0%)	16 (88.9%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)	0 (0.0%)	0	18 0 (0.0%)	
	汐入川	46 (100.0%)	41 (89.1%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	43 (93.5%)	3 (6.5%)	0	47 ▲1 (-2.1%)	
	小計	249 (100.0%)	194 (77.9%)	25 (10.0%)	8 (3.2%)	227 (91.2%)	20 (8.0%)	2	296 ▲47 (-15.9%)	
県 管 理	吉原川	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
	戸切川	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
	江川	13 (100.0%)	2 (15.4%)	7 (53.8%)	4 (30.8%)	13 (100.0%)	0 (0.0%)	0	16 ▲3 (-18.8%)	
	小計	13 (100.0%)	2 (15.4%)	7 (53.8%)	4 (30.8%)	13 (100.0%)	0 (0.0%)	0	16 ▲3 (-18.8%)	
合計	262 (100.0%)	196 (74.8%)	32 (12.2%)	12 (4.6%)	240 (91.6%)	20 (7.6%)	2	312 ▲50 (-16.0%)		

※検査済とは・・・ 小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶（法的に航行可能な船）

## 2-4 不法係留船調査結果の経年変化（船の状態別）

		(単位: 隻)					
区分 年度	総数	正常				廃船	沈船
		検査済	検査切	不明	小計		
		平成21年度	857	630	98	55	783
平成22年度	775	560	101	38	699	69	7
平成23年度	632	477	76	37	590	38	4
平成24年度	534	411	68	23	502	28	4
平成25年度	406	325	55	10	390	13	3
平成26年度	312	230	52	12	294	15	3
平成27年度	262	196	32	12	240	20	2
昨年度との差	▲50	▲34	▲20	0	▲54	5	▲1
一昨年度との差	▲144	▲129	▲23	2	▲150	7	▲1

※ H27. 9月調査時点（国管理区間＋県管理区間）

## 2-5 不法係留船の所有者特定と居住地域

地 域	重点的撤去区域		5期	隻数計	割合	
	4期 その1	その2以降				
北九州市	5	66	35	106	43.6%	
北九州市内訳	八幡西区	1	42	22	65	26.7%
	若松区	2	7	9	18	7.4%
	八幡東区	0	10	1	11	4.5%
	小倉南区	1	2	1	4	1.6%
	戸畑区	1	2	0	3	1.2%
	小倉北区	0	2	2	4	1.6%
	門司区	0	1	0	1	0.4%
芦屋町	0	17	10	27	11.1%	
遠賀町	0	7	3	10	4.1%	
岡垣町	0	18	2	20	8.2%	
中間市	2	11	5	18	7.4%	
直方市	1	6	1	8	3.3%	
水巻町	0	13	2	15	6.2%	
宗像市	0	7	1	8	3.3%	
その他	4	18	9	31	12.8%	
合 計	12	163	68	243	100.0%	

※ H27. 9月調査時点(国及び県管理区間)

※ 日本小型船舶検査機構への照会結果による

(単位:隻)

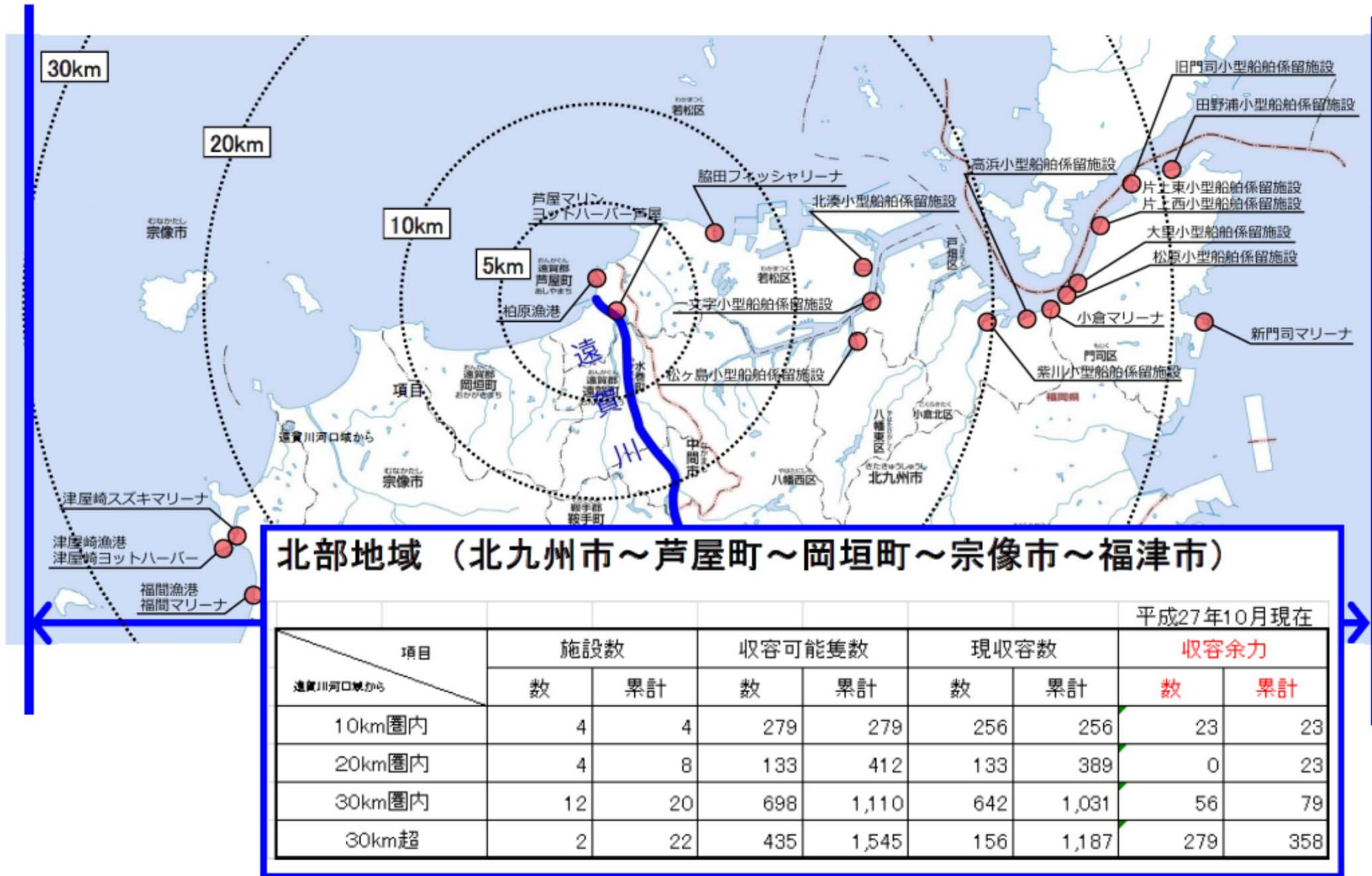
年度	総数	所有者特定	所有者非特定	特定率
H23	632	531	101	84.0%
H24	534	489	45	91.6%
H25	406	385	21	94.8%
H26	312	295	17	94.6%
H27	262	243	19	92.7%

約9割以上の船舶で所有者が判明  
その半数近くが北九州市に在住

※H24年度より、船舶検査情報の照会が可能となり  
特定率が高まっている。



## 2-6 遠賀川河口域周辺の既存等の保管施設について



## 2-7 調査結果のまとめ

国管理区間においては、4期(その1)対策前のH26年9月からH27年9月で**47隻(約16%)**の不法係留船が減少しており、その多くが**自主撤去(移動)**である。この点を踏まえると、これまでの遠賀川河口域における不法係留船対策は進んでいると言える。

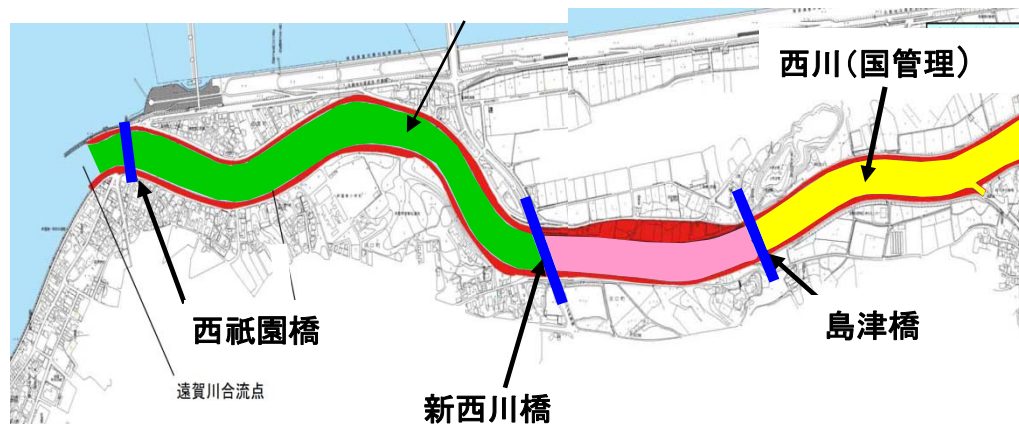
しかし、「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」で想定している受入先には、移動に現実味のない保管施設(遠賀川河口域から30km超)も含まれており、対策の前提である「**保管施設の確保**」と言う観点から、次期「第4期(その2)」を設定する必要がある。

また、**既存の港湾施設や漁港などを利用した係留を望む声も多いこと、大型船の規格に見合う保管施設も限られていることから、今後の対策を確実に進めるためには、それらの施設を有効活用するなど、船舶所有者が移動し易い保管施設の確保が必要である。**

### 3. 第4期重点的撤去区域（その1） における不法係留船対策と その成果について

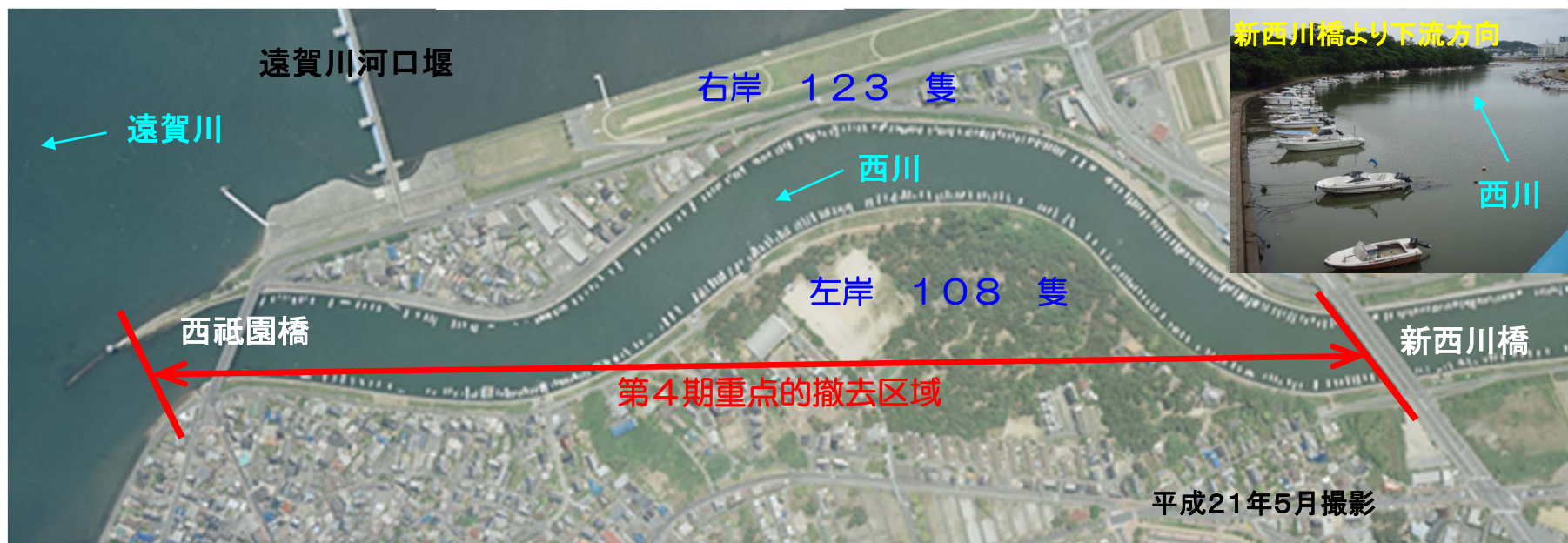
# 3-1 第4期重点的撤去区域（その1）設定について①

第4期重点的撤去区域(西川 遠賀川合流点～新西川橋までの水面 延長約1,500m)



対象船舶（231隻） H26年9月時点

	検査済	検査切等	計
右岸	98隻	25隻	123隻
左岸	72隻	36隻	108隻
計	170隻	61隻	231隻

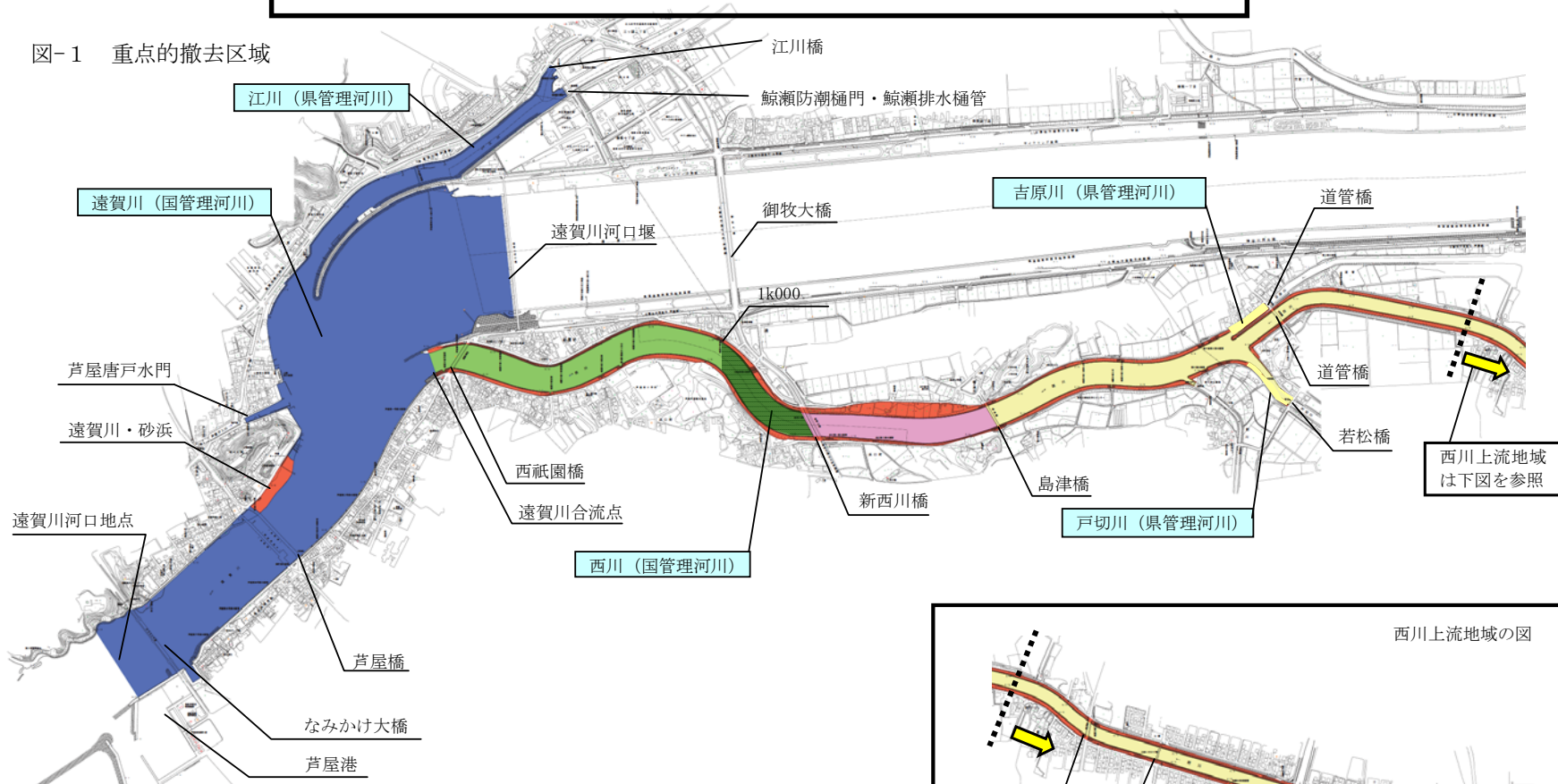




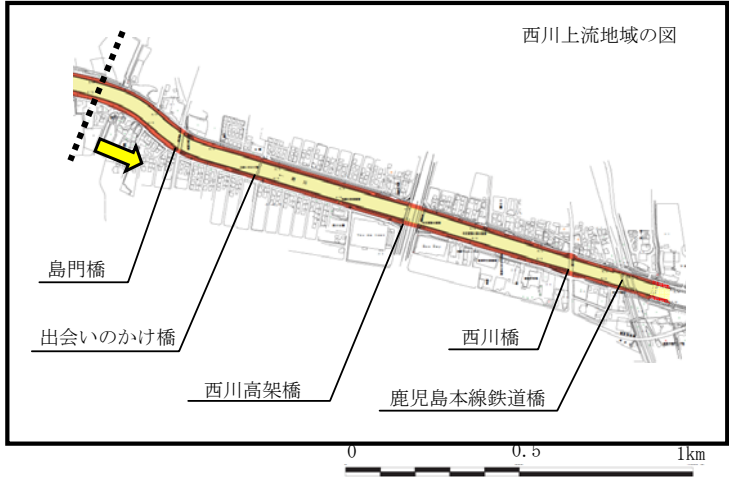
# 3-1 第4期重点的撤去区域（その1）設定について③

『段階的に設定する重点的撤去区域』（第1期～第5期）

図-1 重点的撤去区域



重点的撤去区域	
<span style="color: red;">■</span>	第1期(平成23年度) 西川 高水敷(両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜(右岸)
<span style="color: yellow;">■</span>	第2期(平成24年度) 西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 戸切川(西川合流点～若松橋下流端まで) 吉原川(西川合流点～道管橋下流端まで)
<span style="color: pink;">■</span>	第3期(平成25～26年度) 西川(新西川橋下流端～島津橋下流端まで)
<span style="color: green;">■</span>	第4期(その1)(平成26～27年度) 西川(距離標1k000～新西川橋下流端まで)
<span style="color: lightgreen;">■</span>	第4期(その2)以降(平成28年度以降) 西川(遠賀川合流点～距離標1k000まで)
<span style="color: blue;">■</span>	第5期 遠賀川(遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川(遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)



# 3-1 第4期重点的撤去区域（その1）設定について④

## 第4期重点的撤去区域（その1）公示文書

### 公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第4期重点的撤去区域（その1）」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月19日

国土交通省 九州地方整備局長 金尾 健司

福岡県知事 小川 洋

1. 河川名

遠賀川水系 西川

2. 第4期重点的撤去区域（その1）の範囲

西川 距離標 1k000 から新西川橋下流端まで

3. 第4期重点的撤去区域（その1）における不法係留船対策の実施開始時期

平成26年10月1日

4. 強制的撤去措置に関する事

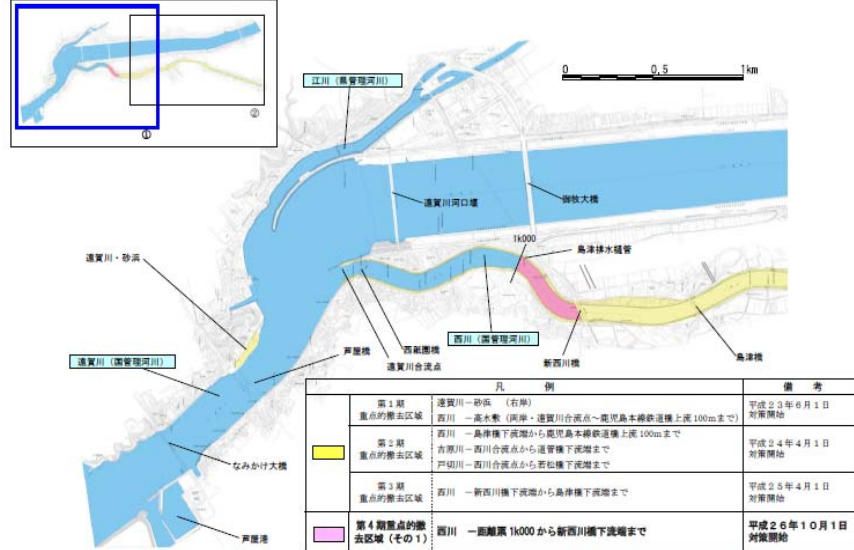
河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行うは正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確認できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

第4期重点的撤去区域（その1）設定図①

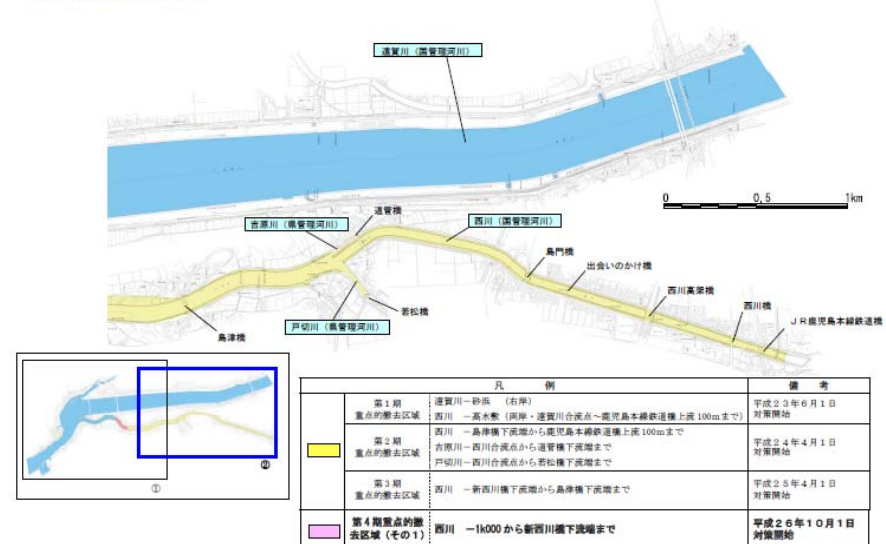
実施開始時期：平成26年10月1日

位置図



第4期重点的撤去区域（その1）設定図②

実施開始時期：平成26年10月1日



## 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過①

### 1) 所有者判明船

H26. 9.19	「第4期重点的撤去区域（その1）」設定の公示	
H26.10.24	「第4期重点的撤去区域（その1）」設定に関するお知らせ」送付	
H26.11.25	船舶係留者への説明会（案内93名、出席6名）	
H26.12.18	指示書①の送付（対象79隻）	※撤去期限H27.1.9
H27.1月	自治体広報誌へ第4期重点的撤去区域（その1）設定のお知らせ掲載	※北九州市・芦屋町・遠賀町
H27. 1.23	指示書②の送付（対象69隻）	※撤去期限H27.2.13
H27. 3. 3	警告書の送付（対象49隻）	※撤去期限H27.3.24
H27. 5. 7	弁明機会の付与通知（対象42隻）	※回答期限H27.5.14
H27. 8.17	監督処分のお知らせ（対象31隻） 不利益処分の理由の提示	※撤去期限H27.9.17

河川法に基づく手続



## 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過②

行政代執行法に基づく手続

H27.11.24 戒告の通知（対象14隻） ※撤去期限 H27.12.25

H28. 1.25 代執行令の通知（対象2隻）  
 ※代執行の執行期限H28.2.8からH28.2.29

勧告書の通知 ※代執行を2.10に予定  
 ※代執行日及び執行物件の引取通知

H28. 2.1 第4期（その1）の全ての船舶の自主撤去・移動を確認

### 第4期 重点的撤去区域（その1）の係留船隻数推移

調査月	H26.9月	H26.10月	H26.11月	H26.12月	H27.1月	H27.2月
係留船隻数	95隻	89隻	73隻	77隻	69隻	51隻
調査月	H27.3月	H27.4月	H27.5月	H27.6月	H27.7月	H27.8月
係留船隻数	43隻	34隻	32隻	27隻	24隻	20隻
調査月	H27.9月	H27.10月	H27.11月	H27.12月	H28.1月	H28.2月
係留船隻数	14隻	12隻	10隻	8隻	5隻	0隻

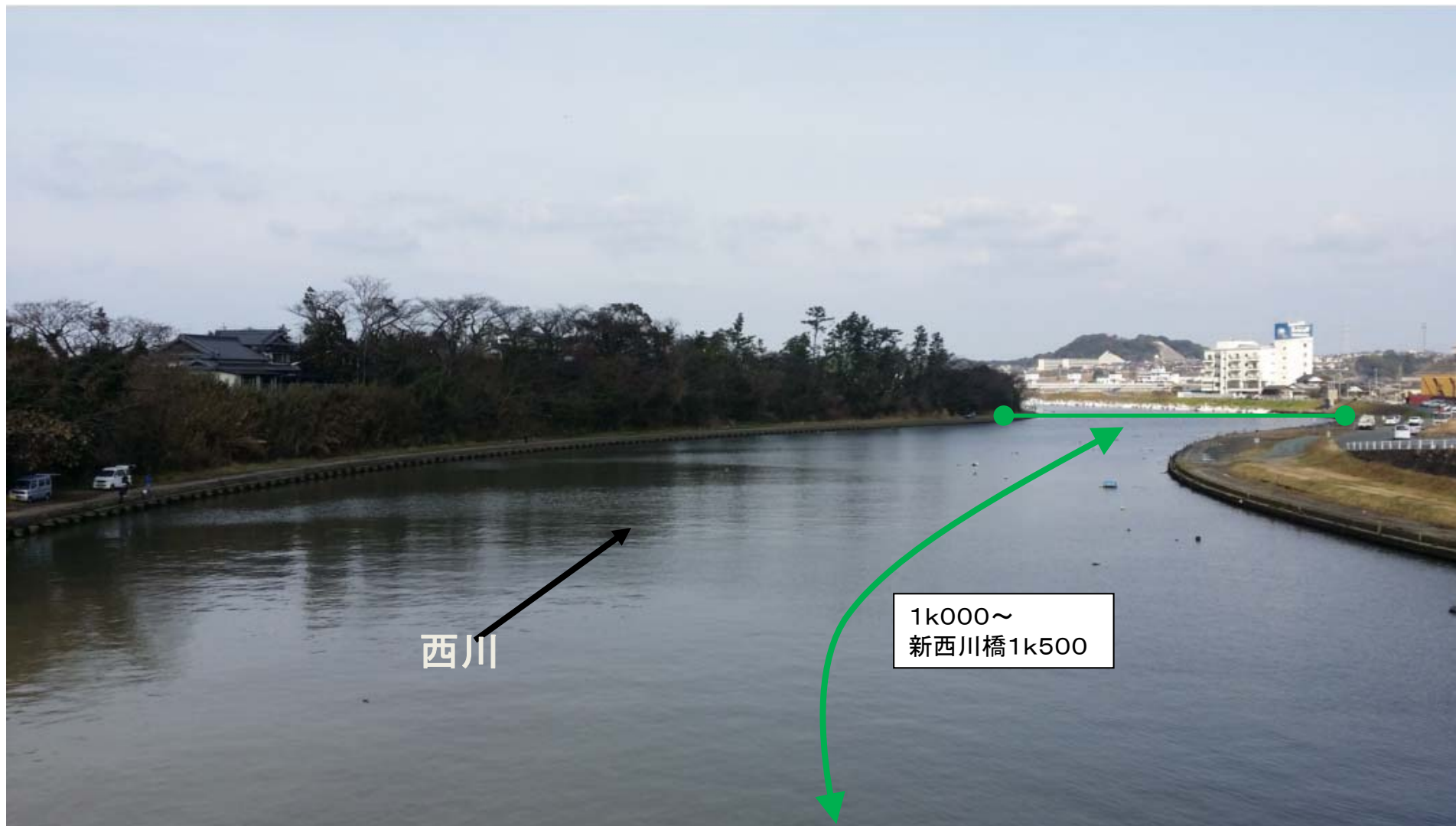
## 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過③

不法係留船対策 第4期重点的撤去区域（その1）対策開始前状況  
（新西川橋より下流を望む：H26. 8. 21撮影）



## 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過④

不法係留船対策 第4期重点的撤去区域（その1）撤去済状況  
（新西川橋より下流を望む：H28.2.4撮影）



## 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過⑤

第4期重点的撤去区域(その1)の対策前後の状況  
(新西川橋から下流方向)

左岸



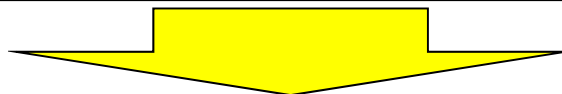
中央



右岸



H26.8.21



H28.2.4

## 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過⑥

### 簡易代執行

#### 2) 所有者不明船対象

- H26.12.5 撤去指示書（対象4隻）  
※3隻については所有者より自主撤去する旨連絡有り
- H27.1.21 簡易代執行(河川法75条3項)の公示（対象1隻）
- H27.2.27 簡易代執行（対象1隻）  
物件保管の公示
- H27.4.7 保管公示の官報掲載  
※公示後6ヶ月経過で河川管理者に所有権帰属（H27.10.7）
- 今後予定 物件価値の船価鑑定  
※所有者が判明しない場合は売却又は処分

# 3-2 第4期重点的撤去区域（その1）における対策経過⑦

簡易代執行(H27. 2. 27)



①



②



③



④



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑤



⑥



⑦

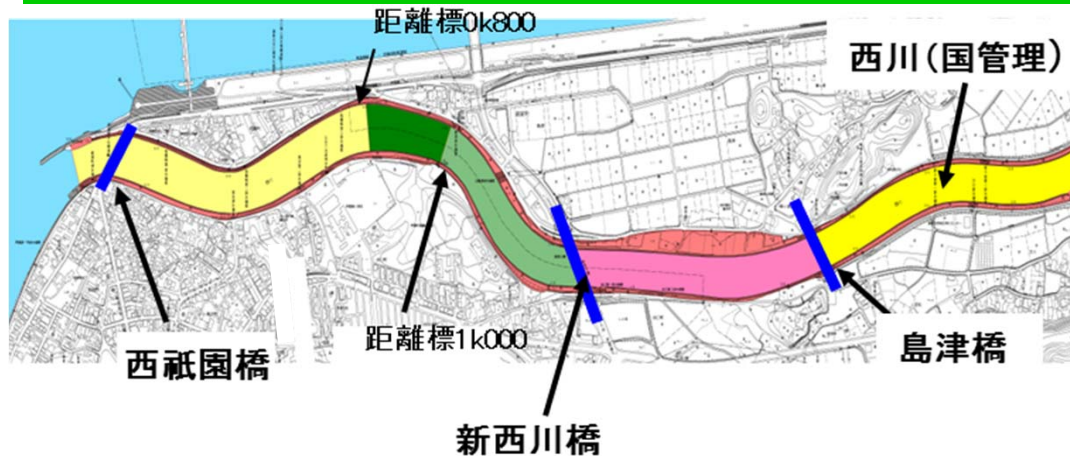


⑧

## 4. 第4期重点的撤去区域（その2） の設定と不法係留船対策について

# 4-1 第4期重点的撤去区域（その2）設定について

第4期重点的撤去区域(西川 遠賀川合流点～河川距離標1k000までの水面 延長約1,000m)



対象船舶 (185隻) H27年9月時点

	検査済	検査切等	計
右岸	66 隻	17 隻	83 隻
左岸	74 隻	28 隻	102 隻
計	140 隻	45 隻	185 隻





## 4-2 第4期重点的撤去区域（その2）設定について

						H28.2.5現地調査
	区間	区間延長	左岸	右岸	計	
現状	4期残区間 距離標0k000～1k000	1,000m	101隻	78隻	179隻	

### ●近隣の既設係留保管施設の状況

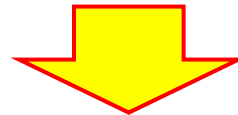
30km圏内の収容余力 79隻 (H27.10現在)

### ●その1区間との比較

その1区間は95隻から対策を開始

対策開始時点 (H26.9月時点調査) での4期全体の隻数は231隻 (左岸108隻・右岸123隻)

対策により52隻が西川から撤去された

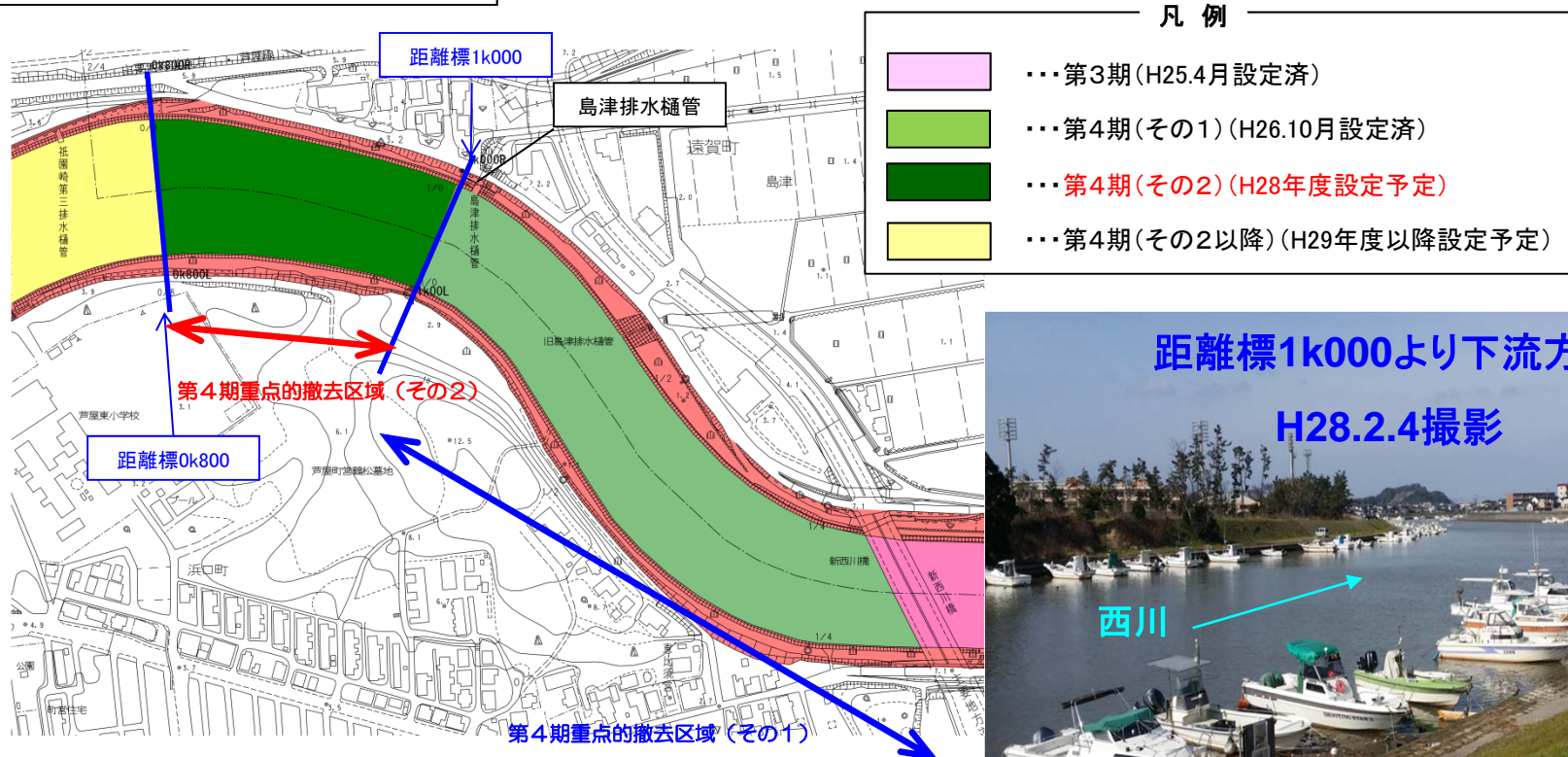


	区間	区間延長	左岸	右岸	計	4期残区間に対する割合
区間割案	距離標0k800～1k000	200m	27隻	42隻	69隻	39%

## 4-3 第4期重点的撤去区域（その2）設定について

第4期重点的撤去区域（その2以降）に係留してある船舶数と近隣の既設係留保管施設の収容余力、及び行政手続の進め方等を考慮し、第4期重点的撤去区域（その2以降）を分割し、距離標0k800から1k000までの約200mの区間（係留船約70隻）を**第4期重点的撤去区域（その2）**として設定し、対策を進める。

◎第4期重点的撤去区域（その2）図面



## 4-4 第4期重点的撤去区域（その2）における対策スケジュール

【 予定 】

H28. 3. 9 第5回 遠賀川下流部利用者会議

H28. 4 .26 第6回 遠賀川河口域利用対策協議会（今回）

H28. 5 予定 「第4期重点的撤去区域（その2）」設定の公示

→ 遠賀川河口域に係留している全船舶に対して第4期重点的撤去区域（その2）が設置されることを周知する

◇所有者判明している船舶所有者への郵送

◇所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置

H28. 6 予定 第4期重点的撤去区域（その2）の設定（規制強化）

第4期重点的撤去区域（その2）の対策開始

